

## 〔退職記念最終講義〕

蜃気楼としてのジャーナリズムと市民公共圏の恢復<sup>1)</sup>  
—実践／研究の中間総括に代えて—

津田 正夫\*

## はじめに 私はどこから来てどこへ行くのか

「言論・表現の公共圏」は近代民主主義の基盤であるとされながら、その産業的形態となった現代のマスメディアは、市民社会の主体である一般の市民（とりわけ少数者）の参加を排除してきた。この小論のテーマは、「メインストリームのメディアから排除されながら、市民は自らの公共圏をいかに恢復させてきたか」にあるが、“真のジャーナリズム”が産業社会という砂漠に浮かんだ巨大な蜃気楼のような共同幻想であるのと同様に、“公共圏への全市民の参加”や“市民社会にふさわしい理想のメディア”というものも、どこまで追いかけても追いつきそうにない“逃げ水”的側面があることも、少し冷静に考えれば諒解されることであろう。こうしたテーマの設定そのものが、啓蒙的近代主義の枠組みを越えるものではなさそうだ。構築主義的批評が一般化してきた近年、メディアや公共圏のありかたをふくめて、規範論の多くは立論そのものの立場性を相対化されてますます迷路に入り込み、“逃げ水”的性格は何倍にも強まっているように思える。

テーマの“逃げ水”性からしても、自分の貧しい力量からしても、この小論はいかにもおぼつかないものではある。しかし蜃気楼というものは、いくら歪んでいるとはいえ実体を屈折させた映像である。主として1970～90年代を報道現場で過ごした無名の一制作者であった私自身の、NHKでの報道番組制作の経験や、私の眺めた報道文化の風景、その後の市民メディア研究と実践活動をふくめて、自分はなにをしようとしてきたかを検証し、「言論・表現の公共圏への市民参加」、「市民自身のメディア公共圏構築」という逃げ水の方程式の函数を、できるだけ絞ってみたい。（文中、敬称を略します。）

本論に入る前に、私がなぜこうしたテーマに関心をもつようになったのか、ごく簡単に述べておきたい。私の父は1945年3月10日の東京大空襲にあって、命からがら逃げのびたのだが、金沢に帰郷して“掘りの浅い防空壕は空襲に耐えられない”と、空襲体験の小さな真実をしゃべったため、“非国民”のラベルを貼られ、配給を減らされた。お国のために買った国債は紙くずと化し、政治やマスコミの言説に深い不信感を持っていた。戦後は町内会長に選ばれたのだが、自分の体験からで

---

\* 立命館大学産業社会学部教授，2009年4月より立命館大学特別任用教授

きるだけ情報は公開すべきだという信念で、「蒟蒻版」と言われたゼラチン簡易印刷機を駆使して、町内への情報発信に努めていた。そういう血を多少受け継いでいるのだろうか、私も情報やメディアに少なからぬ興味をもって育った。

60年安保にびったり重なる高校時代、私は新聞部に籍をおいていた。私と同じ17歳の少年が、当時社会党の委員長・浅沼稻次郎を刺殺したり、東京などでは高校生も盛んにデモに参加していたが、私たちの高校では政治的な活動は一切許されなかった。政治的テーマに触れることはできなかったが、地域の高校新聞コンクールで優勝すると、地元金沢の『北国新聞』の「高校生のページ」という紙面を、まるごと取材・編集させてもらえる特典があった。それを利用して、私は「高校生と安保」という特集を組むことができて溜飲をさげたが、思えばそのとき、メディアで表現することの快楽を知ったのかもしれない。

当時、急速に普及していくテレビ世界では、『チロリン村とくるみの木』（NHK、1956～64）、『名犬リンチンチン』（NTV、1956～60）、『スーパーマン』（TBS、1956～60）などの人気番組に交じって、『日本の素顔』（NHK、1957～64）というドキュメンタリー番組が開発・放送されていた。『日本の素顔』の演出では、テレビの出自である劇映画や舞台中継の模倣ではなく、ラジオ報道で根付いていた「録音構成」という構成的な手法を、映像的に応用・発展させたテレビドキュメンタリー独自の表現が追及されていた。事実を説明的に羅列するのではなく、制作者の視点や問題意識によってテーマを立て、焦点を絞り、多様な事実を立体的に再構成して表現する方法である。私はこうしたドキュメンタリー表現に強く魅せられていった。

20世紀のジャーナリズム史を単純化すると、第二次世界大戦終了までは、マスメディア自体が帝国主義機構の一部としての機能を担っていた時代であるといえる。未だ「報道の自由」といった自覚が成熟せず、ほとんどの商業ジャーナリズムが愛国主義によって自国の戦争を支持していた。第二次大戦後、枢軸国ではファシズムへのメディアの加担が次第に反省され、アメリカでは商業主義に対する批判が強まり、ジャーナリズムの責任や役割が問われはじめた。アメリカのジャーナリズムは、マッカーシズムの試練を乗り越え、他方で社会主義体制のメディアを全体主義に奉仕するものだと批判しつつ、次第に自由主義ジャーナリズムを花開かせていった。ベトナム戦争報道や公民権運動報道、ウォーターゲート事件報道などを通して、政府とも鋭く対立するジャーナリストたちが登場したことによって、“正義のジャーナリズム”の黄金時代が築かれた。しかし80年代に入ると、「ベトナムの教訓」を活かした政府の管理の強化や新保守主義の台頭もあって、メディアの自由は露骨に規制されはじめる。フォークランド紛争（1982）、グラナダ侵攻（1983）、パナマ侵攻（1989）、湾岸戦争（1991）などでは、報道ガイドラインの設定や「プール取材」などによってメディアは徹底的に管理・統制される。イラク戦争でペンタゴンが取ったメディアの「エンベッド」戦略は、そうしたコントロールの総仕上げともいえるものだった<sup>2)</sup>。

私は1966年から1995年までNHKで働き、主として報道番組を制作・編集する現場で過ごしたが、その時期はアメリカ・ジャーナリズムの物差しで測れば、“自由な報道の黄金時代”とその反

動期に該当する。1960年代後半、私も血気盛んだったころ、ベトナム戦争報道の英雄たち、ディビッド・ハルバースタムやウォルター・クロンカイトらの活躍の噂が、職場で密かにささやかれていた。しかし日本の報道現場では、当時のベトナム反戦・反基地の市民運動や、高度成長下で深刻化する公害反対運動に焦点をあてて報道することは、容易ではなかった。NHKそのものが、その誕生以来きわめて国家に密着した存在だったからである<sup>3)</sup>。

NHK在職中に私自身は、長短あわせて600本あまりの報道番組やドキュメンタリーを制作してきたのだが、たとえば長良川河口堰問題や日朝戦争離散家族の問題、総評の解散と労働運動の再編問題など、政治的と目されるテーマの取材・放送に関しては、たえず細かいチェックや大きな圧力を乗り越えなくてはならなかった。報道をめぐるパワーゲームは、NHKのニュースセクションでは日常的な風景であったし、企業や政治の明らかな不正に関する証拠を入手しても、公表を止められる場合さえしばしばあった。そうした状況は現在もそれほど変わっているとは思えない。

私がNHKを離れて“ジャーナリスト教育”に取り組もうと考えたのは、そのためばかりではない。80年代後半から90年代はじめにかけて、私は朝のワイドニュース番組『モーニングワイド』や衛星第一テレビのデスクをしていたのだが、その時期、“ジャーナリズム規範”は次第に崩壊しはじめ、ジャーナリズムの展望が見えにくくなっていったためでもある。構造的な要因の一つは、80年代半ばからメディア同士の過剰な競争が急速にすすんで、倫理的な自壊作用が起きはじめ、報道の規範が十分守られなくなっていったことにある。例えば「ロス疑惑事件」「グリコ森永事件」報道（1984～）などに典型的な、“劇場報道”と呼ばれるケースなどでは、歯止めもなく過剰な競争と刺激的報道に傾斜していった。このころから、いったん事件・事故が起こると現場は思考停止に陥り、“他社と上司”を見ながら際限なく現場中継を続ける、という悪習ができていった。NHKには近代ジャーナリズムはまったく根付いてはいないことを、繰り返し痛感した。（権力）〈ビジネス〉と〈ジャーナリズム〉の関係の、1980年代から90年代当時の現場状況は以下に報告した。

- ・単著「“メディアの正義”から“正義のメディア”へ 事件・犯罪報道の危険な方向と二つの提言」『総合ジャーナリズム研究』No.131（東京社、1990）
- ・編著『テレビジャーナリズムの現在』（現代書館、1991）

展望を見失うに至ったもう一つのボデーブローは、1987年から89年へかけての天皇代替わり期間の“戒厳令の報道体制”とでも呼べるような、全メディアの過剰な自己規制や報道統制にあった。「Xデイ」や「昭和史」と業界用語で呼ばれた“その日”のための体制は、是非の問答無用であり、どのマスメディアでも可能な限りのすべての人材や資源が、その取材に投入され続けた。音楽番組や音楽CM、結婚式、村祭りにいたるまで、日本ではあらゆる歌舞音曲が中止され、市民集会さえ事実上禁じられた。私もまた皇居・坂下門で、“見張り”を続けながら4カ月を空しく過ごした。しかし、私にとってさらに深刻に感じられたことは、そういう事態に対して、視聴者・市民がほぼ沈黙を守り続けていたことである。報道現場は自縄自縛状態にもがいていたが、批判的な視聴者・市民の眼差しとは完全に切断されていた。職場の労働組合も、アカデミズムも言うまでもなく無力だった。“戒厳令体制”はXデイまでずるずると続き、Xデイの放送が終了した夜、当時の島桂次副

会長（その後、1989～91会長）は社員食堂で、「われわれはXデイ報道をめぐる民放との“15年戦争”に勝利した」と豪語し、バンザイを三唱した。異国にいるような風景であった。

その後、NHKの民営化は必至と考えられるにいたった時期<sup>4)</sup>、私は管理職に就き、放送の内容よりも組織の運営・延命・再編を第一義に日夜働き続けることになった。組織の生き残りが自己目的化し、公共的な意味が見出せない仕事に心身ともに疲れ果てていた。日本のジャーナリズムは回復するのか、市民社会と共生できるのか、メディアの公共性とは何かを問い直してみたいと焦った。

## 1. ジャーナリズム論の系譜と市民メディアの進展

### 〈前提的メディア環境〉

私は学生時代にはマルクス主義経済学を多少かじっただけで、社会学にもジャーナリズム研究にも疎かったため、転職後、粗雑で遅すぎる独学をはじめた。まずは放送／電波公共圏における言論・表現の自由の現況や、市民参加の状況を知りたいと思い、近代メディア史を学び始めると、以下のような諸点は基礎的に概ね整理されているようだった。

- ・アメリカ修正憲法1条に代表されるように、言論・表現の自由、公共圏による合意形成は、欧米的近代市民革命と国民国家の基礎であるとされてきたこと。
- ・ハーバースらによれば、19世紀後半の公共性の構造転換と、その後の大衆社会化状況の到来の中で、マスメディア公共圏は拡張された国家と組織化された経済的利害に篡奪されてしまったこと<sup>5)</sup>。
- ・「国家」対「市民・メディア」のかつての「2極構造」は、メディアの巨大化・寡占化により、国家・市民・メディア「3極構造」化してしまったため、市民が「アクセス権」を求めようになったこと<sup>6)</sup>。
- ・放送／電波公共圏では、アメリカにおいては主として公民権運動などを中心とするマイノリティの権利回復運動や多くの裁判における勝利によって、1970年代になり一般市民によるパブリック・アクセスの権利が制度化されていったこと<sup>7)</sup>。
- ・欧米先進国では電波・通信政策は独立行政委員会が監理しているが、日本ではGHQ占領下の電波監理委員会時代を例外として、電波メディアは一貫して郵政官僚／政治家／メジャー資本・新聞資本がコントロールしてきたこと。

こうした歴史的経過を前提とし、さらに以下のような近年のメディア環境の激しい変容や、それに対する研究成果も視野におくべきことも痛感された。

- ・1980年代半ば以降、新自由主義とグローバリズム、デジタル化の急速な展開を背景に、電波・通信分野には、従来のメディア産業のビジネスモデルを転換させる巨大ビジネスが急激に参入しつつある。そうした投資目的の資本の活動は、ニュースや番組を徹底して商品化し、コミュニティ生活圏や文化的空間を根底から破壊しはじめている。

- ・マクウェルによれば、現代社会における公共のコミュニケーションに関する基本的価値は、「自由」、「平等」、「秩序／連帯」にあって、その基礎となるメディアの原則は、独立性、アクセス、多様性、客観性、連帯、統制、文化である<sup>8)</sup>。
- ・一方日本の放送・電波の分野では、そもそも法の成り立ちや体系が、放送事業者の権利・義務を規定したもので、国民の総合的なコミュニケーション政策は不在であり、視聴者・市民の権利・義務は法の理念や制度には入っていない。
- ・2011年を目標とする全面デジタル化を迎えての政府・財界の基本政策（「新・情報通信法」など）は、「事業者と国家の利益」という旧来の発想を拡大し、国際競争力を強く制度化しようとするものであること。
- ・こうした趨勢の中で、マスメディアを批判的にとらえる意識や研究は、目に見える潮流となりはじめ、メディア社会を生きる市民にとって実践的なメディア研究や教育は重要な概念となってきたこと<sup>9)</sup>。
- ・社会変革のさまざまな実践活動の中では、従来から印刷媒体や映画フィルムが幅広く使われてきたが、近年、放送やパソコン、ビデオの活用を経て、インターネットを駆使した多彩な表現や技術の可能性が広がってきた。

#### 〈問題意識〉

以上のようなジャーナリズムの歴史的な経緯や先行研究を前提として、「言論公共圏への市民参加の実態や根拠」、「市民社会とメディア（特に放送）の関係」を問い直そうという私の問題意識は、具体的には以下のような諸点をふくむものでもあった。

- ・第一に、改めて「日本の放送に公共性は担保されているのか」という問いである。これは、1984年の「ロス疑惑事件」「グリコ・森永事件」報道に典型的に始まった“劇場報道”などで優先される商業的競争論理、1987～89年の天皇代替わり報道にみられる新国家主義、湾岸戦争報道（1991）以降極端に強まったグローバルな報道統制へのジャーナリズムの屈服に対する疑問である。特に、放送メディアはジャーナリズムたりうるか、そもそもジャーナリズムの公共性とは何か、という原理的な問いをふくんでいる。
- ・第二に、〈制作者〉〈視聴者・市民〉〈研究・教育者〉の3領域の意識の著しい乖離と、その乖離が相互に引き起こしている衰弱ということを、繰り返し意識せざるを得なかったのだが、この3領域が今後どのように関与しあえるのか、市民をふくめた表現文化が豊かになる条件は何か、というテーマである。
- ・第三に、第二問と関わりながら市民社会における〈パブリック・フォーラム再構築〉はいかに可能か。とりわけ放送電波に対するパブリック・アクセスの意識と権利は、どのように恢復・実現・制度化され、今後どのような課題があるのか。

以上のような課題に関心が傾いていったのだが、こうした現代的な課題を問うていくと、それは必然的に、言論・表現の自由や公共圏を国民国家の基礎として設定している近代主義の枠組み自体

や、商業主義を大前提としたジャーナリズムを問い直していくことにつながり、次のような問題も浮上してきている。

- ・そもそもハーバースらの言う「言論・表現の公共圏」とはどのようなものであり、議題設定に関わる公共圏のメンバーはどのように決まり、その中心的な主体は誰なのか。現在、主流のメディア産業を担っている事業者や職業ジャーナリスト、メディア労働者は、今後も担い手たりうるのか<sup>10)</sup>。
- ・当事者・市民などによるオルタナティブな言論・表現活動が、巨大化した企業メディアに対抗できるのか、プロフェッションによる言論・表現を超えうるか、事業として成立するか、どういう役割や機能を果たすのか<sup>11)</sup>。

このように幾重にも折り重なる構造に眩暈を覚えながら、私はこの間、以下の4つのステージでの“実践的研究／研究の実践”に猪突猛進してきたようである。

### (1) NHK 体験からのジャーナリズム再定義

主流メディアの「拡張された国家と組織化された経済的利害」という構造的特性は、21世紀にいたってもほとんど変わらないばかりか、デジタル化や通信産業との融合の中で、主流メディアは一層文化的価値や役割を捨て去りつつあるように見える。放送・通信メディアでは、たとえば関西テレビ『発掘！あるある大事典Ⅱ』ねつ造問題（2007年）や日本テレビ『真相報道バンキシャ！』ねつ造問題（2009年）などに見られるように取材・制作構造の疲弊が進み、またNHKへの政治介入問題（2001～2005年）やNHK関連の人事騒動、業界本位の新・情報通信法案など、行政・財界による私物化や新国家主義による制度再編が模索されている。

蜃気楼としてのジャーナリズムと、実体としてのジャーナリズムの屈折の構造や枠組みとはどのようなものか。古典的なジャーナリズム定義や、「マスコミの自由に関する四理論」などは省略したうえで、私自身のNHK報道現場体験の中から、ジャーナリズムに関する定義を、とりあえず以下のように簡単に再設定してみたい。

まず〈現代のジャーナリズム〉を総括的に言い表すならば、「報道にかかわる職業人、ジャーナリスト、およびそれをビジネスとする法人自身が、報道行為と報道のあり方にかかわって内外に宣言・契約した公共性と規範に関する自己認識」であり、その誠実な実践を前提として人々が彼らに有料で委託した「知る権利の代理行使」、およびそこから派生する「特権および政治行動」だといえるのではないだろうか。それを示すため、ジャーナリズム自身が「新聞倫理綱」「番組基準」などとして設定し、主観的に意識している規範には、以下のような内実が共通に存在しているだろう。

まず第一に、報道の目的や市民社会から委託された使命と倫理基準を内外に明示することである。報道行為には、社会正義と平和を維持・発展させ、環境の変化や権力を監視して社会の成員に伝え、公共的議題を設定して社会的な合意や世論の形成をはかり、社会事象を客観的に記録すること、などがふくまれているといえるだろう。第二に、取材・編集・報道過程での職業的・技術的な規範・倫理を内外に示すことである。規範には、報道内容にかかわることがらと、取材・編集方法

にかかわることがらがある。内容にかかわることがらでいえば、放送法の準則などが典型的に示しているように、公序良俗に反しないこと、報道内容が正確で客観性をもっていること、公平で多様な視点・論点を示すことによってものごとの真実が追究されること、迅速に伝えること、簡潔な易しい表現であることなどである。取材方法や作法にかかわることがらでいえば、できるかぎり公正・公平な立場をとるよう努力すること、合法的な方法であること、人権を尊重することなどがふくまれよう。第三には、報道の結果への責任にかかわることがらである。報道した内容に対する意見や苦情にこたえること、説明が対話的になされること、誤報に対する訂正や反論、名誉回復が保証されること、などをふくんでいる。

大雑把に言って、以上のような規範は、ジャーナリズム／ジャーナリストを自称する法人や個人が、その活動の基本として自己認識し、内外に宣言・契約し、責任をもつべきものとして、合意されてきたものである。しかし近年、こうした諸規範を唱える主流ジャーナリズム自身の政治／経済／文化的な立場性そのものが、第三世界やマイノリティから問い直されていることを確認しておくねばならない。

さらにこれらに加えて、必ずしも自己認識として存在・合意しているわけではなくとも、ジャーナリズム内部の決定、指示命令、隣接領域との境界の設定や差別化、業務遂行上での他者とのトラブル・争いなどの際に、客観的に浮かび上がってくるジャーナリズム独自の職業意識として、取材・編集・報道行為や表現物への優越的な権利意識が存在する。個々の事例の報道現場では、デスクといわれるキーマンが、ニュースの多角的な側面を考慮し（必ずしも公平という基準でなくとも）、バランスのとれた感覚やプロフェッショナルなゲートキーパー意識を固守する。さらに上位にある編集長や現場責任者は、取材・編集組織の内外の政治／経済／文化関係を顧慮して、“編集権”と呼ばれる議題設定や表現内容の決定権が、あたかも世界中でジャーナリズムだけに“天賦の権利”としてアприオリに与えられているかのようにふるまうことも多い。

誰が、いつから、この特権をジャーナリズムだけに与えているのだろうか？ 有力な考え方のひとつは、「国民の知る権利を代理している」、「国民から条件付で委託されている」というものである。しかしそれらの説も、これまでジャーナリズム自身や裁判官が判断してきたものにすぎない。誤った報道がなされたり、受信料・購読料が不正に使われても、主体である市民が反論・参加する権利は認められていない。

そこまでは公然の、ある程度はジャーナリズムの職業的で公共的な属性である。しかし以上のような優越的・特権的な職業意識に加えて、報道規範の誠実な実践を前提として市民社会がジャーナリズムに仮託した「知る権利の代理的な行使」に伴って、隠然とした各種の特権が合法的／非合法的に存在している。ジャーナリズムはその職業的属性を拡張して、いわば“下部構造”のように以下のような私益的で非公然の活動をすることが一般的であるといえる。それに自覚的であるかどうかは別の問題である。

まず第一に、記者や取材者は、「初めて伝え、手柄を立てる」という意識や習慣をトレーニングされている。これは職業的名誉や立身出世や待遇に直結する習性である。そうした個人的手柄の集積

を通して、同業他社との競合に勝ちぬき、事業を拡張することが、ジャーナリズム企業の必須の生き残り政策である。第二に、その競争過程で、公共的だったはずの言論・表現が、なしくずしに私的言論・表現との境界を見失ってしまうこともある。そうした行為や選択に批判が出ないように、メディアの管理者・権力者は組織内での統合を進め、メディア企業における経営的アイデンティティをたえず構築し続けなくてはならない。第三に、文字通り外部権力に屈しないでおこうとすれば、外部の圧倒的権力からの介入や統制に対して、効果的に回避・迎合・抵抗・妥協の道を探らなければならず、それによって政治的な影響力を確保しておかなくてはならない。第四に、マスメディアの経営層やエリート層は自分自身が国家や社会の秩序を支えており、政治的治安を守っていると考えられるようになる。そのために政治家たちと非公然のネットワークを幾重にも作り、連携する内密の政治的活動を日常的に行っている。

そうしたさまざまな私的で非公然の意識・習慣・政策を通じて、メディア企業はアイデンティティを確認し、他のメディアや業界との境界を形成し、自己の支配領域を確保・拡大していく。その際に「公共性」という価値で外装した「ジャーナリズム」というキーワードが、免罪符的に万能の力を発揮する。こうした非公然のプロセスには、一般市民は一切関与できない。公共圏のダブル・スタンダードであるといっている。メディア研究やメディア・リテラシーは、そうした枠組み全体を視野に入れたうえで進めないと現実的意味を見失ってしまうだろう。

## （2）アメリカの情報・通信資源と NPO の関係調査

1989年のベルリンの壁崩壊、冷戦の終結を契機として、世界的に“市民社会・市民セクター”拡張への期待と実践が急速に進んだ。日本においては1995年の阪神淡路大震災と前後して、市民・NPOセクター法制化への調査・研究が多方面で行われ、放送界では1992年にはコミュニティFMが制度化され、1998年にはNPOがついに制度化された。

こうした“市民社会”到来の兆しに勢いを得て、近代主義学徒になりたての私の研究の二つ目のテーマは、幕末の志士よろしく何と言ってもアメリカのリベラリズムの一つの象徴である「情報・通信資源の開放」の見聞であり、蜃気楼ジャーナリズムに水路を開いているかに見える「情報・メディアNPOのありかた」研究であった。私は転職してすぐ、NPOサポートセンター（山岸秀雄理事長）が主催したアメリカにおける情報・通信資源とNPOの関係の調査に参加し（1995年）、アメリカのNPO世界の大胆な情報・メディア戦略や行動力に舌を巻いた。マイノリティや低所得層をエンパワーし、社会やコミュニティを立て直そうとする政策意思と実行力、徹底した情報や資源の開放、それらの社会的実効性にも目を見張った。また日本でのNPO法の制定をにらんで、経済企画庁から委託され、日本の市民団体が求めている情報の受信／発信の内容と形態に関する調査（1997年）に関わり、貴重な結果を得た。

アメリカの基本的なコミュニケーション政策や、NPO世界で日常的に展開されているきわめて戦略的な情報発信活動などの思想や実態について、また日本の情報・通信制度に根本的に欠落しているコミュニケーション政策やその補完的な運動などに関しては、繰り返し、以下の諸論文に書いてきた。



- ・単著「中間支援組織とメディア戦略」『アメリカのNPO』（第一書林，1996）
- ・共著『市民活動情報支援システムモデル開発に関する調査研究報告書』（経済企画庁，1998）
- ・単著『メディア・アクセスとNPO』（リベルタ出版，2001）
- ・単著「放送メディアの公共性と市民アクセス」『新しい公共性』（有斐閣，2003）
- ・単著「コミュニケーション資源を市民社会へ」『現代思想』06年3月号（青土社）

もとより、アメリカ社会の独特の風土や、アメリカ民主主義の形成史の上に成り立ってきた情報・通信制度が、そのまま日本に適用できないことは自明であるが、「情報公開と自己決定」、「知る権利／知らせる権利」、「情報とメディアへのアクセス権」、「メディアNPOやアクセスセンターなど中間支援組織」、「広報戦略」、「パブリック・ジャーナリズム」、「メディア教育」などの概念は、基本的なコミュニケーション政策やメディア環境のありかたを考える上でも、きわめて重要なものであった。

### （3）海外主要地域におけるパブリック・アクセスの調査

放送電波に対する具体的な市民参加の形として、「パブリック・アクセス」という制度があることを、ケーブルテレビ業界紙などで知り、当時放送文化研究所にいた平塚千尋や、アメリカ学を研究していた魚住真司、英字紙記者・三森八重子らからもいろいろと教えてもらった。早速みなさんを誘い、ニューヨークの田原礼子、サンフランシスコの岡部一明らの協力を得て、「市民とメディア調査団」を結成して、アメリカのパブリック・アクセス実態調査（1997）を行った。以来、ドイツ・オランダ・イギリス・フランス（2001）、カナダ（2004）、台湾（2008）での調査に組織的に取り組み、また各メンバー<sup>12)</sup>は個別に各地を再訪して調査・研究を深め、韓国、オーストラリアなどでもフィールド調査やワークショップ、シンポジウムに参加してきた。どの調査においても、現地においても、日本でも各種の情報をいただいた方、ボランティアに協力してくれた方は枚挙にいとまがない。お名前は省くが文字通り協働の仕事であった。

それぞれの結果は、そのつど調査報告書を作成し、メンバーそれぞれが日本マス・コミュニケーション学会や関連する学会、市民集会などで発表し、また『放送レポート』をはじめとする多くの関連雑誌にも報告記事を書いてきた。それらをまとめたのが

- ・共著『パブリック・アクセス 市民が作るメディア』（リベルタ出版，1998）
- ・共著『パブリック・アクセスを学ぶ人のために』（世界思想社，2002）
- ・共著『新版 パブリック・アクセスを学ぶ人のために』（世界思想社，2006）

であり、世界各国の伝統的放送制度が、それぞれの社会変容の中で新たな市民中心のコミュニケーション制度、メディア・アクセス制度の中で再構築されてゆく様子とその課題を、総合的に記したものである。

アメリカの制度は、原理的にはすでに大谷堅志郎や堀部政男らの研究で知られていることであったし、1992年からパブリック・アクセスを試行してきた中海テレビ・高橋孝之らケーブル事業者たちの一部もすでに訪米調査を実施していた。こうした先行研究に学びながら、私たちが日本での新

たな市民コミュニケーション制度の可能性を探りはじめた。

それらの調査・研究の内容・結果について繰り返す余裕はないが、私はパブリック・アクセス制度を調べ始めた当初は、70年代のケーブルテレビや衛星放送の技術的実用化をうまく応用した、アメリカ独自のユニークな制度だ、といった認識だった。しかし次第に、公民権運動の一環として植民地主義的・差別的放送局の免許取り消し闘争が粘り強く闘われ、1969年に初めて勝利したという歴史を知る。それはアメリカ独自の制度ではなくカナダでの試行錯誤を継承したものであったこと、80年代半ばには、西欧諸国でオープン・チャンネルがはじまり、カナダやオーストラリアでは多文化主義放送のドラスティックな進展があったこと、90年代にはさらに韓国・台湾での民主化運動の発展や市民社会化の動きが放送・通信への市民参加を促していったことを学びつつ、日本に紹介してきた。

それぞれの国におけるそれらの市民参加制度は、戦後、植民地独立や民族自決の流れを受けて、国連での情報自由協約と世界人権宣言の採択（1948）から、ジャン・ダルシーの「コミュニケートする権利」の提唱（1969）、さらに1970代へかけて第3世界やマイノリティの情報の権利を回復する「新世界情報秩序」論争に発展していく、世界的な一連の情報民主主義の流れを背景にしていることも理解できた。ユネスコ・マクブライド委員会報告書「コミュニケーションの双方向性、自由な交換、アクセスと参加の要求」（1980）は、コミュニケーション資源の再配分を提唱した。これらの動きは後に子どもの権利条約で「子どもたちのメディアへのアクセス権の保障」（1994）、世界女性会議でも「メディアへの女性のアクセスのために各国政府、メディア、NGO がとるべき具体的な行動の指針」（1995）として結実する。第三世界や旧植民地からの移民やマイノリティを先頭にした社会的／政治的な言論・表現の自由への実践では、最初はどこでも海賊放送といった対抗的公共圏やオルタナティブ・メディア運動を開始し、次第に社会的な制度に積み上げていった、という簡単な事実がやっと理解できたのだった。

水越伸らも指摘してきたように<sup>13)</sup>、技術中心主義的なメディア論が、メディアの歴史的物語としても、虚構としての未来社会論としても、実務社会にもアカデミズムにも圧倒的にはびこり、かつて私も少なからぬ影響を受けてきた。コミュニケーションや情報の価値、社会性を抜きにしたテクノロジーの過大な評価と効用主義が、総務省やNHKをはじめとする日本の放送・通信事業の骨格をなしていると言って過言ではない。

#### （4）日本各地のメディア・アクセス実践の調査・研究と交流

日本でも各地のケーブルテレビやコミュニティFMでの市民・住民の放送参加が少しずつ進んでいたが、大きな転機は95年の阪神淡路大震災だったといえる。被災地の支援・復興をめぐる、ボランティアな市民活動が劇的に活性化しはじめた。メディア世界では、マスメディアと被災者との温度差が指摘され、情報が届かない在日外国人や障害者のための情報支援活動が始まり、「市民メディア」のイメージが可視化していった。被災した在日アジア人の手で「FM ユーメン」「FM ヨボセヨ」が自主的に発信され、一年後にコミュニティ放送「FM わいわい」へ発展したことはよく知ら

れている。また各種の情報を受けることができなかった障害者のために、CS（通信衛星）を利用した「目で聴くテレビ」の実験がはじまった。他方、東北や九州からCSで発信するテレビチャンネルや、日本青年会議所の自主番組「JC トーク」などが試行されていった<sup>14)</sup>。私がNHKを離れ、現代メディアの役割を考え直しはじめたのは、ちょうどこのような時期だったことから、市民メディア世界の形成期に伴走できる幸運に恵まれた。

1999年には、中海テレビ（米子）や岩手ケーブル（盛岡）をリーダーとして、ケーブル160局による「ケーブルテレビ衛星機構」が、自主的なネットワーク番組『C channel』の全国配信を始める。またデジタル化を目前にしていわゆるコンテンツ対策を念頭に、マスメディア側も「メディア・アクセス推進協議会」（志賀信夫代表）が、全国のテレビ局、制作会社、メーカー、市民を集めてシンポジウム「ローカルコンテンツはローカル局を救うか」を開いた（2000年、名古屋）。ここで基調報告した岸本晃（熊本・プリズム）らがリードする住民ディレクターの養成事業は、市民メディアの思想や技術の裾野を少しずつひろげていったといえよう。さらに日本の市民メディアにとって画期的だったことは、2003年に京都で努力をつづけていた人たちによるNPO・コミュニティFM「京都コミュニティ放送」（有本嘉兵衛理事長）が免許を得たことである。

次第に流動的になってきた市民メディア状況を背景に、「市民とメディア研究会・あくせす」（事務局長・木野秀明、代表・津田）は、市民メディアの全国的なつながりをもちたいと、各地に呼びかけて2004年1月、名古屋で初めて全国交流集会をもった。「シビックメディア（札幌）」、「むさしのみたか市民テレビ局（東京）」、「湘南市民テレビ局（藤沢）」、「三重テレビ」、「京都コミュニティ放送」、「中海テレビ」から、市民参加のさまざまな事例発表が行われ、市民メディア・ネットワークへの強い求心力が働き始めた<sup>15)</sup>。

交流集会はその後、中海テレビが中心となり鳥取県米子市（2004年）、プリズム等が中心となり熊本県山江村（2005年）、横浜市民メディア連絡会、総務省関東総合通信局、関東ICT推進NPO連絡協議会の共同実行委員会により横浜市（2006年）、北海道で市民参加型コミュニティFMを育ててきたNPO・さっぽろ村コミュニティ工房が中心になって札幌（2007年）、京都メディア・フォーラム、京都NPOセンター、CANPANなどの共催で京都で（2008年）開かれてきた。2009年にはインターネット市民放送局 OurPlanetTVを中心に東京都心部で、2010年には「むさしのみたか市民テレビ局」を中心に東京郊外で開かれる予定である。

こうした全国的な交流の概要と意義に関しては、以下に述べてきた。

- ・『報告書・パブリック・アクセスの制度化を展望する』（市民メディア全国交流協議会、2006）
- ・単著「〈市民メディア〉による新たな公共圏の可能性」『メディアと文化』（名古屋大学大学院国際言語文化研究所、2007）
- ・単著「メディア主体としての市民運動の形成～市民メディア・ネットワークの誕生前史～」『メディア・ルネサンス』（風媒社、2008）

この全国交流集会は、2005年まではどちらかといえばラジオ・テレビ地上波へのアクセスを実践

している人たちの参加が圧倒的で、ワークショップのテーマや討論もそうしたものが多かった。私が検討してきた市民メディアの範疇もそうしたものだったが、近年インターネットによる市民ジャーナリズムや、地域 SNS (Social Network Service) によるまちづくり活動なども盛んになってきて、交流集会での研究テーマも、次第にインターネット・メディアやそのテクノロジーの諸課題が多くなってきた。電波メディア公共圏が一向に開放されない状況に対する自主的な公共圏設営への志向、手近になってきた発信技術への期待を表していたことは明らかだ。さらに注目すべきことは、これまで既得権保護を最優先の政策としてきた総務省の中で、「デジタルコンテンツ活用」に関わる部署が各地のまちづくり団体をバックアップしはじめたことである。それは〈放送／通信の融合〉という時代的な状況や、映像発信のシステム再編を反映しているとともに、既存のメディアやその制度との関係を問いなおしていくことになるかもしれない。

電波・通信媒体以外の市民主体の出版、映画制作などのジャンルすべてをあわせても、市民メディア／オルタナティブ・メディアと呼ばれる世界が現実の社会全体に及ぼす影響力は、まだまだ小さなものにすぎない。もとより日本の政治／経済／文化の制度全体に、市民領域を形成する政策が決定的に薄弱なのだが、市民社会にふさわしいメディアを創りだそうとする意識や運動は、かつてに比べればはるかに広がり、深化してきた。2008年に札幌で開催された G8 において、3つの市民メディアセンターが設けられオルタナティブな情報発信が行われた経過や、近々予想される包括的な新・情報通信法に対し、さまざまな市民セクターで取り組まれている実践や研究はきわめて大きな意味をもっているといえる。

## 2. 主流メディア（代理者）の公共圏の限界

10年前、私はパブリック・アクセスにとりついたとき、ジャーナリズムの再検討によって、市民のメディア参加や公共圏の再構築の思想や方法が開かれてくるのではないかと、という問題意識や期待が念頭にあった。しかし現在、率直に言えば、「主流ジャーナリズムに関する研究」と「市民メディアに関する研究」の両者は、当面は、ほとんど交錯する領域をもたないのではないかと考えられるようになってきた。これまでの主流メディアを対象にした多くのジャーナリズム研究やメディア・リテラシー研究は、それが“批判的研究”だとしても、はたして市民一人ひとりが歴史の主体として、また地域生活圏の主体としてアイデンティティを恢復し、相互コミュニケーションを進めていくことにつながるのか、自分自身の人生や社会の主体として公共圏に登場する論理や政策を見出せるのか、誰にも開かれた公共圏としてのメディア像を展望できるのかという疑問である。

そのように目的や価値を先行させる態度は「客観的研究ではない」という声がただちに聞こえてきそうではある。市民メディア研究は、社会的に公平・平等な言論・表現の自由の実現や、民主的な合意形成などの〈価値〉を優先していて、私自身の記述もふくめて規範論や運動論との境界が鮮明ではない。必ずしも客観的研究ではないものを多くふくんでいるという弱点をもつ。そうした点を考慮し、主流ジャーナリズム研究領域やメディア・リテラシー研究領域を広げていっても、当事

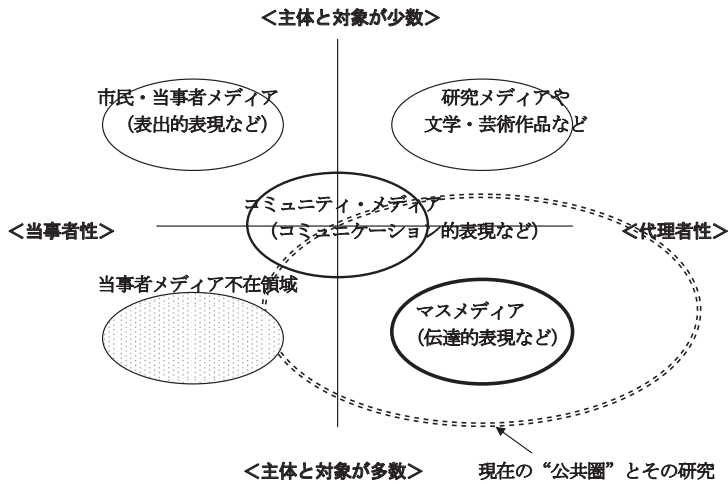


図1 公共圏における当事者性／代理者性と表現領域

者が主体となって発信する市民メディア研究領域とは、やはり大きく位相が違っているといわざるをえないだろう。

市民メディアのフィールドはまだ小さく、実践・研究事例も少なく、普遍的な理論を引き出せるような実績を積み重ねてはいないが、それらの関係を図示してみると、図1のようになる。

代理者（としてのメディア）とは、事件や事象の当事者に代わって、言論・表現実践に従事する職業的なジャーナリストや表現者、研究者などを指す。しかし別の次元から見れば、客観・公平であると自称するマスメディア（代理表現メディア）に従事するジャーナリストや研究者も、さまざまなレベルで問題の当事者である。第一に一市民としては生活当事者であることはもちろん、すべての社会的な事象の当事者であることを免れない。第二に、「客観的第三者・代理者」という職業的外装やポジションで取材・報道にあたり、一定の価値観で編集された情報を社会に流すという政治的／経済的／文化的立場性において、十分な当事者であることを免れない。

他方で、ニュース報道などの取材対象になっている当事者は社会的な発信主体であるにもかかわらず、代理者にとっては「取材対象」であるとともに「報道サービスの消費者」である。彼らが「取材に応じること」が、「発信すること」に必ずしもつながっているわけではない。とりわけ発信の手段や思想・方法をもたず、長い間、代理者（メディア）によって発信されることが当たり前になってきたマイノリティは、最初からメディア主体からは排除されている。例えば現在のデジタル化論議には、障害者のメディア利用などの発想・政策は皆無である。現在、与論／世論が形成される公共圏とされている領域は、発信の主体と対象が多数派であり、かつ職業的代理者によって表現されているメディア、つまり大手新聞やキー局テレビなどのマスメディア（“公益”的メディア）を指している。

他方で発信の主体がマイノリティであり対象も限定されたマイナーなメディア（共益的メディア）はどうかといえば、機関誌・紙やweb siteなどの形ではそれなりに存在してはいる。問題はマイノリティが発信の主体であり、不特定多数に向けた公益的メディアはどうかという点にある。社会的少数者が、一般社会に、出来事やメッセージ、アートを発信しようとする場合である。

世界的には「アボリジナル・ピープルズ・テレビジョン・ネットワーク：APTN」（カナダの先住民テレビ）、「アルジャジーラ」（カタル）、「オーマイニュース」（韓国）などに代表されるような〈対抗的公共圏〉が近年生まれはじめているが、日本ではマイノリティがマジョリティに対してアピールできるような公共圏や、それを担う制度は基本的に保障されていない。言い換えれば、主流メディアによって形作られている現在の公共圏とは、代理者の価値観（主観）やそれに都合のいいシステムによって支えられている“公共圏”であり、“客観的メディア”という名前の“主流派の親密圏”“主流派の主観”ではないのか、という疑いを払しょくできない。「客観・公平なジャーナリズム」という免罪符によって隠された“特権的親密圏”と“真の公共圏”の境界は、依然として不明なままではないのか。蜃気楼ジャーナリズムの主要な発生源はここにあるだろう。

実はこの疑問の一部は、すでに“客観報道論争”として基本的に決着している近代の虚構の一つと言っていい。万人にとっての絶対的な客観性は、原理的に存在しないことは証明されている<sup>16)</sup>。生活当事者や社会的マイノリティが、マスメディアから基本的に排除されているとするなら、彼らが一般社会にメッセージを発信しようとする場合には、多数を対象とした自らのメディアを持つか、マスメディアにアクセスする権利を得る以外に発言・表現は不可能である。

市民メディアの登場によって明らかになってきた、「客観主義」に関するもう一つの“落とし穴”は、伝える側と伝えられる側の〈関係〉の描かれ方の問題である。従来のジャーナリズムの鉄則の一つは、正確で客観的な事実を伝えるということである。例えばNHKでは、ニュースではもちろん、ほとんどのドキュメンタリー番組でも、取材・制作者は画面上に登場しないし、主観的なコメントを避けようとする。それに対して、市民メディアの少なからぬ番組・作品は、主観的に撮ったり編集したりすることを意に介さない。取材・表現の力量不足によって“独りよがり”に偏る場合もあるが、表現が主観的であること、表現者の立場性がはっきりしていることが、取材／被取材の関係性を明確にし、両者の基本的信頼を創りだしていることが多い。（もとより「客観報道という一般的規範が存在しないこと」と、代理者であれ当事者であれ報道倫理として「多様な事実を公平・正確に追求すべきこと」は別の次元のことであるのは当然である。）

同時に、絶対的な客観的立場というものはいない以上、取材・表現・伝達する立場にある人が、どこまで〈自分の立場そのもの〉を“客観的”に対象化して捉えているかが、いつでも基本的に問われている。例えば植民地主義をめぐってのこれまでの論議で鋭く指摘されてきたように、大きな権力をもつメディアや研究者が、力の小さい人を〈取材する〉〈見る〉〈調査する〉などという場合に、その行為や関係が抱えている権力構造を無視することはできない。大組織のジャーナリストや代理的メディアが、メディアそれ自体が成り立っている立場に無自覚である場合には、あるいは権力的立場を不問に付したり、隠ぺいしたりした時には、取材される人を傷つけたり、社会的な偏見・差別を生みだしたりすることも少なくない。私自身が制作現場で関わった番組やその時代状況について検証すべきなのであるが、今回はその余裕がない。ただ、現在は保身のための固定観念にされてしまった「客観性」がはびこる前の、テレビ草創期の現場でのさまざまな試行の中に、い

くつもの注目すべき作品があることは指摘されている<sup>17)</sup>。

マスメディアの「権力的立場性」はいつも可視的であるわけではないが、だからといって存在しないわけではない。マスメディアの表現者たちが、倫理意識や職業的トレーニングによって、客観的描写・編集の技術を身につけ、極力公平であろうとしていることが、オーディエンスから一定の信頼感を持たれている側面もあるだろう。しかし、記者やアナウンサーに接する多くの人たちが、「(大きな権力をもった) マスメディアと自分たちの関係性」について、予め何らかの知識や態度を持っていることが、視えない信頼感／不信感の基盤になっているのである。立場性や関係性をあからさまに表現しないから公平・客観だ、というわけではないのだ。

日本の市民メディア世界に生まれた「JANJAN」や「OurPlanetTV」などは、〈取材／被取材〉の関係性や立場性を明確にしているジャーナリズムである。そのことの限界をふまえつつ、まずは報道や表象の世界で〈隠されてきた関係性や立場性〉を明らかにしていくジャーナリズムが、数多く表れてくることが大切ではないだろうか。たとえば湾岸戦争報道で、ペンタゴンの検閲に抵抗してカラーバーを入れたBBCのニュースのように、権力やビジネス・広告との関係性を示す多様な方法論が生み出されないと、ジャーナリズムに関する根本的な不信は消えないだろう。ちなみに近年のドキュメンタリー映画でも、〈撮る／撮られる〉という関係そのものを撮る、という方法を用いる表現者たちも出てきている<sup>18)</sup>。

### 3. 当事者によるメディア公共圏を

#### (1) 主流公共圏との棲み分け

以上、乱暴に述べてきた一連の研究的実践／実践的研究から、パブリック・アクセスや市民メディアが、一時的なトピックとして登場・存在したのではなく、いわんや技術発達の副産物として誕生したものでもなく、世界の現代史に共通する「社会や文化の多様化と、メディア権力や資源の集中化という矛盾」の中から、新しい時代のコミュニケーション形態として必然的に生まれてきたのだということが、私には次第に鮮明になってきた。

他方、現状変革という文脈から言えば、長い間、マスメディアで働く専門的職業人や労働組合・職能組合から、市民メディアを支援する動きが必然的に生じるのではないかという観方は広くあったし、私自身もそれを期待・実践してきた。しかしマスメディア労働運動の内部では、オーディエンスである市民と連帯しようとする動きは一部にあったものの、企業内労働組合の利己性、閉鎖性から、構造的に市民社会に開かれたメディアに自己変革していく可能性はほぼ存在しないことも明らかになってきた<sup>19)</sup>。特に地上波テレビは、資本集約度が高く、高額の広告収入で維持され、また既存の諸々の特権に囲まれているために一般市民やマイノリティを寄せ付けない。市民メディアやオルタナティブ・メディアの登場・発展を観察すれば、市民メディアの担い手たちの多くはかつてマスメディアで働いたことがあり、その限界を知った人たちである。市民メディアは企業メディア内部のジャーナリストや制作者と連帯するよりも、それらを挑発・触発し、棲み分けながら独自に

発展してゆくことが予想される。

今やさまざまな意味で、「公共圏という名前の主流派の親密圏」というマスメディアの虚構が露わになってきている。こうした「既存の公共圏のほつれ」を破りながら、市民メディアが輩出されつつあるのだろう。諸外国でのパブリック・アクセスはもちろん、日本でも阪神淡路大震災を契機とする〈コミュニティの非常事態〉という前提から、「例外事例」として「FM わいわい」や「目で聴くテレビ」が生まれ、また〈コミュニティの防災やまちづくり〉という前提から、コミュニティFM放送局やNPO・コミュニティ放送群が、日本の放送制度内に生まれてきた。さらに、市民・住民・NPO当事者と地域メディア事業者（あるいは地域自治体）の協働のコミュニティ・メディアの例として、中海テレビ、むさしのみたか市民テレビ局、碧海・西尾幡豆市民放送局 Daichi（愛知）、シビックメディア（札幌）などが誕生してきたといえるだろう。市民・住民・NPOは、メジャーの公共圏への参加をめざすよりも、市民メディアという新たな公共圏を形成しはじめている。

こうした公共圏の具体的な事例に関して、すでにさまざまな報告が刊行されはじめている<sup>20)</sup>。当事者が制作した作品が、ケーブルテレビなどフローの電波・放送分野で流通するだけでなく、インターネットで流されたビデオ作品などのストックやアーカイブを集めた各種の映像祭も盛んに行われるようになってきた。さらには今や放送制度を外れて地域SNSを活用したまちづくり・村おこし運動も、各地に数百の単位で広がってきている。

## （2）新たな公共的表現

市民メディアでは、既存メディアの表現様式、主流ジャーナリズムのルール、ドキュメンタリーの伝統的文法、といった諸々の常識はとりあえず棚上げされている。当事者市民が創りあげる言論・表現の公共圏では、マスメディア公共圏では実現できなかった表現が咲いており、メディアの新たな公共性を紡ぎだそうとしている。

新たな市民的表現が生み出す第一の公共的役割は、当事者自身が自分の物語を自分で語りなおすこと、代理者に作られてきた歴史の再記録である。代理者たちが既存の政治や視聴率などの市場論理を前提として表現・伝達してきた物語を編み直すことが、ひとりひとりのアイデンティティの回復の第一歩となる。これは教育現場でも「自分史」「生活記録」などでしばしば使われる手法に似ているかもしれない<sup>21)</sup>。

第二の公共性は、市民メディア現場でしばしば聞かされることだが、市民・住民がたがいにインタビューしたり、撮影することを通して、当事者どうしのコミュニケーションが進むだけではなく、知らなかった相手や、知らなかった自分を知るのである。表現のためのさまざまな行為を通して、互いの関係を再発見したり、自分自身を再発見するのである。カメラやマイクという媒体を通して、撮る／撮られる行為を通して、双方が自分や関係を捉えなおし、対象化し、そのことで新たな〈主体が現れる〉〈関係が開かれる〉と言ってもいいかもしれない。さまざまな市民メディア映像祭に立ち会って痛感することだが、市民の作品には、自らのカメラ位置、アングル、言葉遣いやコメント、編集などすべて制作過程を通して、互いの関係性が写り込んでいる。これはアーティストに



としては常識だが、初めてメディアを扱う市民にとっては発見的、感動的なプロセスである。

第三の公共的役割は、これまでもしばしば指摘されてきたが、地域社会への関心高め、住民どうしのつながりやネットワークを強化する、まちづくりにつながるという点であり、第四に、ナショナルな課題についても、地域レベルからのさまざまな考え方や感じ方が反映され、番組に多様性をもたらすことは何回かの調査で裏付けられている<sup>22)</sup>。第五にそうしたプロセスの総合によって、生活当事者中心のコミュニケーション・システム、メディア・システムが生み出され、当事者による共同体的アイデンティティの恢復の可能性が高まるということであろう。歴史の主体、地域の主体としての市民・住民が自然に登場できる公共圏が生まれる可能性が広がるということである。

これらの可能性は、当分は“逃げ水”的幻想部分も含まれているだろうが、すでに現実化している部分も少なくない。さらに市民メディアは、今後“独りよがり”を脱して、どのような普遍性のある公共性倫理を築くべきなのかという問題も突きつけられてくる。もとより、法や権利との関係も問われてくるだろうし、マスメディアが担ってきた国民国家的公共圏は不要なのか、といった問題も生まれてくる。テクノロジーの膨張や市民メディアの自己組織化の遅滞としたあゆみ、法制度の不在を考えると市民メディア公共圏の形成は、簡単なことではない。しかし、ウェーバーはじめ多くの賢者たちが語り、グローバリズムが現実化してみせたように、近代主義が行きつく先の世界に、私たちが永く住める場所はないだろう。

市民のメディア公共圏への参加とは、もとより言論・表現での直接的な参加制度だけではない。各種パブリック・ジャーナリズムの動きの促進、「放送を語る会」や「開かれたNHKをめざす合同連絡会」が追及しているように公共放送NHKの経営を民主化する運動や、電波・通信行政を民主化する運動も重要なものである。司法・立法・行政過程全体の市民的恢復をも含んでいるだろう。蛇足すれば、教育・研究公共圏においても、市民が歴史的主体として、地域的主体として登場しはじめてきたオルタナティブなメディア公共圏に関する調査・研究がもっと大胆に広げられ、深められなくては、新しい社会におけるメディア環境、市民社会の情報システムを展望することは不可能である。「我々を抜きにして我々のことを語るな」と国連・障害者の権利条約（2006）が宣言したように。

## 注

- 1) このノートは、筆者が産業社会学部「映像ジャーナリズム論」での最終講義（2009・1・14）に補筆したものである。
- 2) 石澤靖治『戦争とマスメディア 湾岸戦争における米ジャーナリズムの「敗北」をめぐる』（ミネルヴァ書房、2005）、木下和寛『メディアは戦争にどうかかわってきたか』（朝日新聞社、2005）、鈴木健二『ナショナリズムとメディア 日本近代化過程における新聞の功罪』（岩波書店、1997）、橋本晃『国際紛争のメディア学』（青弓社、2006）などに詳しいレポート、分析がある。
- 3) 柳澤恭雄『戦後放送私見 ポツダム宣言・放送スト・ベトナム戦争報道』（けやき出版、2001）、松田浩『ドキュメント 戦後放送史上・下』（双柿舎、1980）、日本放送協会編『20世紀放送史（上・下・年表）』（NHK出版、2001）ほか。近年ではエリス・クラウス／村松岐夫監訳『NHK vs 日本政治』（東洋経済、2006）、小野善邦『本気で巨大メディアを変えようとした男』（現代書館、2009）など参照。

- 4) 中曾根内閣(1982~87)の新自由主義的民活路線は旧国鉄や旧電電公社の民営化後、NHKの分割民営化を議題化し、NHKや旧郵政省は必死に抵抗した。
- 5) 『自由で責任あるプレス プレスの自由に関する委員会一般報告書』(R・M・ハッチンスほか, 1947), W・シュラム/崎山正毅訳「プレス」の4つの理論『マス・コミュニケーションと社会的責任』(NHK出版, 1959), Y・ハーバース/細谷貞雄・山田正行訳『第2版 公共性の構造転換 市民社会のカテゴリーについての探究』(未来社, 1994)などが代表的な見解を示している。
- 6) ジェローム・A・バロン/清水英夫・堀部政男ほか訳『アクセス権—誰のための言論の自由か』(日本評論社, 1978), 堀部政男『アクセス権とは何か マス・メディアと言論の自由』(岩波新書, 1978)など参照。
- 7) 大谷堅志郎「パブリック・アクセス番組の周辺と背景」『NHK放送文化調査研究年報』(日本放送出版協会, 1974), 堀部政男『アクセス権』(東京大学出版会, 1977)などを参照。
- 8) デニス・マクウェル「公共性の観点から見たマスメディア」ジェームズ・カラン, ミカエル・グレヴィッチ編/児島和人・相田敏彦監訳『マスメディアと社会—新たな理論的潮流』勁草書房, 1995, P104~106。
- 9) 代表的な見解として, 鈴木みどり編『メディア・リテラシーの現在と未来』(世界思想社, 2001), 水越伸・吉見俊哉編『メディア・プラクティス [媒体を使って世界を変える]』(せりか書房, 2003)など。
- 10) ハーバースの見解に対して, クレイグ・キャリホーン編/山本啓・新田滋訳『ハーバースと公共圏』(未来社, 1999), ノーム・チョムスキー/田桐正彦訳『チョムスキー, 世界を語る』(トランスビュー, 2002), G・C・スピヴァク/上村忠男訳『サバルタンは語ることができるか』(みすず書房, 1998)などが, ささまざまな立場から異論を提出してきた。
- 11) ミッチ・ウォルツ/神保哲生訳『オルタナティブ・メディア—変革のための市民メディア入門』(大月書店2008)などが貴重な提起をしている。
- 12) 「市民とメディア調査団」として, 複数年度での共同調査活動をしてきたのは, 筆者のほか魚住真司, 川上隆史, 小山帥人, 高野春廣, 平塚千尋, 松浦さと子の各氏らであるが, このほかにも各分野や現地でリサーチ, 協力していただいた方々は数多く, またリベルタ出版・田悟恒雄氏, 世界思想社・中島ゆかり氏, 風媒社・劉永昇氏らにも出版作業でたいへん助けていただいた。
- 13) 水越伸『新版デジタル・メディア社会』(岩波書店, 2002)。
- 14) 日比野純一「多文化・多民族社会を拓くコミュニティ放送局」, 梅田ひろ子『「目で聴くテレビ」がめざす放送バリエーション』(津田・平塚編前掲書), 津田正夫「電波メディアへの市民アクセスは可能か~CSとケーブルでの非営利放送開始が問うもの~」『東邦学誌』28巻1号, 1999・6, などに詳述。
- 15) 小田桐誠「市民メディア」が街を元気に!~市民メディア全国交流集会2004~『放送レポート』187, 2004年3月号, 執行文字「デジタル時代における視聴者参加番組の可能性」『放送研究と調査』2004年4月号ほかに報告がある。
- 16) 客観報道やその評価は, 『新聞研究』での1986~87年の一連の論争記事や, 同誌・玉木明「客観報道の変遷史」連載, 鶴木真編『客観報道—もう一つのジャーナリズム論』(成文堂, 1999), 中正樹『「客観報道」とは何か—戦後ジャーナリズム研究と客観報道論争』(神泉社, 2006)らが論点を整理している。
- 17) 萩元晴彦・村木良彦・今野勉『お前はただの現在にすぎない テレビに何が可能か』(田畑書店, 1969)が典型的である。
- 18) 近年のドキュメンタリー映画では, 原一男, 森達也, 河瀬直美らが, 〈撮る/撮られる〉という関係そのものを撮るという方法を用いている。
- 19) 津田前掲書(本文, 2008)に詳述。
- 20) 小山帥人・松浦さと子編『非営利放送とは何か』(ミネルヴァ書房, 2008), 松野良一編著『市民メディア活動—現場からの報告』(中央大学出版部, 2005), 松本恭幸『市民メディアの挑戦』(リベルタ出版, 2009), ミッチ・ウォルツ前掲書などに内外の豊富な事例が紹介されている。
- 21) 小川明子「小さな物語の公開, そして共有」小山・松浦編前掲書や, 西川祐子・市議本星子『戦後の生活記録に学ぶ—鶴見和子文庫との対話—未来への通信』(日本図書センター, 2009)に教えられるところが多い。
- 22) 津田正夫「市民メディアの課題」津田・平塚前掲書(本文, 2006)など。

## 〔資料〕

## 津田正夫教授 略歴と業績

## 1. 略 歴

- |            |                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------|
| 1943年8月23日 | 金沢市に生まれる                                                       |
| 1962年3月    | 金沢大学附属高等学校卒業                                                   |
| 1966年3月    | 京都大学経済学部経済学科卒業                                                 |
| 1966年4月    | 日本放送協会入局<br>福井, 岐阜, 名古屋, 本部報道局, 衛星放送センターで, 報道番組の制作・<br>開発などに従事 |
| 1995年4月    | 東邦学園短期大学経営情報科教授                                                |
| 2002年4月    | 立命館大学産業社会学部教授                                                  |
| 2009年3月    | 立命館大学定年退職, 同年4月より特別任用教授                                        |

## 主な学内役職歴

- 2003年4月～2004年3月 生涯学習・社会人担当主事

## 2. 専門分野 社会学

研究課題 メディアに対する市民のアクセス権の生成と課題

学会・研究活動 日本マス・コミュニケーション学会, 市民とメディア調査団

## 3. 主な研究業績

## 著 書

- 1) (共編著)『新版 パブリック・アクセスを学ぶ人のために』(世界思想社)2006年4月
- 2) (編著)『テレビジャーナリズムの現在 市民との共生は可能か』(現代書館)1991年9月
- 3) (単著)『メディア・アクセスとNPO』(リベルタ出版)2001年1月
- 4) (共著)『谷中村村長・茂呂近助 末裔たちの足尾鉍毒事件』(随想社)2001年1月
- 5) (共著)『メディア社会の歩き方—その歴史と仕組み』(世界思想社)2004年5月
- 6) (共著)『放送を学ぶ人のために』(世界思想社)2005年4月
- 7) (共編著)『メディア・ルネサンス—市民社会とメディア再生』(風媒社)2008年6月
- 8) (共編著)『長良川河口堰』(技術と人間)1991年4月
- 9) (共著)『平和学を学ぶ人のために』世界思想社, 2009年6月 ほか

## 論文

- 1) (単著)「市民アクセスの地平—失われた表現とコミュニケーションの回復を求めて—  
(上)(中)(下)」(『立命館産業社会学論集』40巻3号, 2005. 12, 41巻4号2006. 3, 42  
巻2号, 2006. 9),
- 2) (単著)「コミュニケーションをつくりだす力」をめぐって～メディア発信の臨界的周縁か  
ら～』『産業社会学論集・鈴木みどり追悼特集』42巻4号, 2007年3月
- 3) (単著)「〈市民メディア〉による新たな公共圏の可能性～「市民メディア全国交流集会 06  
in 横浜」によせて～」『メディアと文化』vol.3 名古屋大学大学院国際言語文化研究所,  
2007・3
- 4) (単著)「放送メディアの公共性と市民アクセス」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明  
編『新しい公共性 そのフロンティア』有斐閣, 2003年

## 調査報告

- 1) (共著) 調査報告書シリーズ 『アメリカの市民とメディア』(1998年1月), 『ヨーロッパの  
市民とメディア』(2002年1月), 『カナダの市民とメディア』(2004年1月), 『台湾の市民  
とメディア』(2008年6月)(各自費出版)
- 2) (共著) 調査報告書『京都コミュニティ放送の評価に関する調査報告 市民制作番組の発  
信と受信の意識』立命館大学産業社会学部津田演習(2006年2月)
- 3) (共著) 調査報告書『市民活動情報提供支援システム・モデルに関する調査研究』経済企画  
庁 1998年3月, ほか

## 主な制作番組

- 1) 「長良川夏姿」(1979. 8. 17 GTV 『NHK 特集』)
- 2) 「旅路・唐代の梵鐘」(1983. 7. 30 GTV 『土曜リポート』)
- 3) 「中学校保健室」(1983. 11. 12 GTV 『土曜リポート』)
- 4) 「ピョンヤンの再会」(1987. 7. 23 GTV 『おはようジャーナル』)
- 5) 「闘将たち」(1989. 11. 22 GTV 『ドキュメンタリー '89』)
- 6) 「幻・源氏物語絵巻」(1993. 3. 21 ハイビジョン放送・ドラマ) ほか

## 4. その他社会活動

長良川河口堰に反対する市民の会  
市民とメディア研究会・あくせす  
市民メディア全国交流協議会  
京都メディア・フォーラム ほか